

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

2022 年 5 月 27 日

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

2022年5月27日

吸収分割に係る事前開示書面

東京都江東区豊洲三丁目3番3号
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
代表取締役社長 本間 洋

当社は、NTT株式会社（本店所在地：東京都千代田区大手町一丁目5番1号。以下「承継会社」といいます。）との間で2022年5月9日付にて締結した吸収分割契約書に基づき、2022年10月1日を効力発生日として、当社がその営む海外事業（以下「本件事業」といいます。）に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行うことにしました。本件分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項）

別紙1「吸収分割契約書」のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号）

別紙2「会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項」のとおりです。

3. 会社法第758条第8号に関する事項（会社法施行規則第183条第2号）

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第3号）

該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社に関する次に掲げる事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号イ）

別紙 3 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号ロ）

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号ハ）

- ① 承継会社は、2022 年 4 月 1 日付で、NTT Limited による現物配当により NTT セキュリティホールディングス株式会社の株式 11 株を取得し、かつ同日付で現物配当により当該株式全てを日本電信電話株式会社（以下「NTT」といいます。）に対して譲渡いたしました。
- ② 承継会社は、2022 年 5 月 9 日付の取締役会決議により、2022 年 10 月 1 日を効力発生日として、その保有する当社普通株式 760,000,000 株（2021 年 9 月 30 日現在の総議決権数に対する議決権割合 54.2%）の全てを NTT に現物配当（以下「本現物配当」といいます。）を行うことを決定しております。
- ③ 承継会社は、2022 年 5 月 9 日付の取締役会決議により、2022 年 6 月 17 日を効力発生日として、承継会社の普通株式 1 株を 49 株とする株式の分割を行うことを決定しております。
- ④ 承継会社は、承継会社が保有している NTT Disruption Europe, S.L.U.、NTT Global Sourcing, Inc. 及び NTT Venture Capital, L.P. の株式又は持分の全てについて、2022 年 10 月 1 日までに、NTT へ現物配当等により移管する予定です。

6. 吸収分割会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ）

- 当社は、2022 年 5 月 9 日開催の取締役会において、本件分割の効力発生を条件として、NTT の保有する承継会社株式の 4%相当を総額 1,120 億円にて追加取得する

こと（以下「本株式追加取得」といいます。）を決議しております。

7. 吸収分割の効力発生日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務（吸収分割会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

- (1) 吸収分割会社の債務の履行の見込みについて

当社の貸借対照表における資産の額は負債の額を上回っております。また、本件分割後においても、当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。さらに、本件分割後に当社の債務の履行に支障を及ぼすような事象は現在のところ予想されておられません。したがって、当社の負担する債務については、本件分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断いたします。

- (2) 吸収分割承継会社の債務（吸収分割会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みについて

承継会社の貸借対照表における資産の額は負債の額を上回っております。また、本件分割後においても承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。さらに、本件分割後に承継会社の債務の履行に支障を及ぼすような事象は現在のところ予想されておられません。したがって、承継会社が当社から承継する債務については、本件分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断いたします。

以上

吸収分割契約書

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（以下「甲」という。）及びNTT株式会社（以下「乙」という。）は、2022年5月9日、以下のとおり吸収分割契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲がその営む海外事業（以下「本事業」という。）に関して有する第3条第1項所定の権利義務を、吸収分割の方法により乙に承継させる（以下「本吸収分割」という。）。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- (1) 甲：吸収分割会社
（商号）株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
（住所）東京都江東区豊洲三丁目3番3号
- (2) 乙：吸収分割承継会社
（商号）NTT株式会社
（住所）東京都千代田区大手町一丁目5番1号

第3条（権利義務の承継）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙記載のとおりとする。
2. 本吸収分割による甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第4条（本吸収分割に際して交付する金銭等に関する事項）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対し、承継対象権利義務に代わる対価として、乙の普通株式3,315株を交付する。

第5条（乙の資本金及び準備金に関する事項）

本吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第37条又は第38条に定めるところに従って、乙が適当に定める。

第6条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2022年10月1日とする。但し、本吸収分割の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があると認めるときは、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第7条（本吸収分割の条件）

本吸収分割は、効力発生日の前日までに、第10条に定める乙の株式に係る株式分割の効力が発生していること、及び効力発生日において、乙から日本電信電話株式会社に対する、乙の保有する甲の普通株式全ての現物配当の効力が発生することを停止条件として、効力が発生するものとする。

第8条（株主総会決議）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する株主総会決議（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）を求める。

第9条（競業禁止）

甲は、乙が承継する本事業について、会社法第21条に基づく競業禁止義務を負わないものとする。

第10条（株式分割）

乙は、効力発生日の前日までに、乙の普通株式1株を49株とする株式の分割を行う。

第11条（剰余金の配当の制限）

1. 乙は、本吸収分割の効力が発生する前までに、第7条に定める甲の普通株式の現物配当の他、乙が保有するNTT Global Sourcing, Inc.、NTT Venture Capital, L.P.及びNTT Disruption Europe, S.L.U.の株式又は持分全ての現物配当を行うことができる。
2. 乙は、前項に定める場合を除き、本契約締結日後、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。

第12条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後から効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本吸収分割の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第13条（本吸収分割の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第8条に定める甲若しくは乙の株主総会の決議による承認を得られなかったとき、又は前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

第14条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第15条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

（以下余白）

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2022年5月9日

甲：東京都江東区豊洲三丁目3番3号
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
代表取締役社長 本間 洋 ⑩

乙：東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファーストスクエア イーストタワー
NTT 株式会社
代表取締役社長 澤田 純 ⑩

別紙

承継対象権利義務明細

効力発生日において乙が甲から承継する権利義務は、効力発生日の直前における次に定める甲の権利義務とする。なお、乙が甲から承継する権利義務のうち資産及び債務は、2022年3月31日現在の甲の貸借対照表を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除したうえで確定する。

1. 資産

ア. 固定資産

- (1) 株式及び持分：効力発生日時点において本事業に専ら属する会社の株式及び持分のすべて
- (2) 不動産：なし
- (3) その他の有形固定資産：効力発生日時点において本事業に専ら属する有形固定資産
- (4) 無形固定資産：効力発生日時点において本事業に専ら属する無形固定資産

イ. 流動資産：①第3項に定める承継する契約（雇用契約を除く。）に基づく一切の権利及び債権並びに②効力発生日時点において本事業に専ら属する流動資産

2. 債務

ア. 次項に定める承継する契約（雇用契約を除く。）に基づく一切の義務及び債務

イ. 効力発生日時点において本事業に専ら属する負債（なお、有利子負債は含まれない。）

3. 契約（雇用契約を除く。）

効力発生日時点において本事業に専ら属する契約

4. 雇用契約

乙は、甲から、甲の従業員との雇用契約を承継しない。なお、甲及び乙は、両社間で別途協議し合意された内容に従って、効力発生日以降、本事業に従事する甲の従業員の全部又は一部の乙への出向を実施する。

5. 許認可等

効力発生日時点において甲が保有又は取得等している本事業のみに関連する許認可等のうち、法令等に基づき承継が可能なもの（もしあれば）

会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

1. 吸収分割に際して交付する承継会社の株式の数の相当性に関する事項

(1) 本件分割に係る割当ての内容

承継会社は、本件分割の対価として、普通株式 3,315 株を発行し、当社に対して割当交付します。

(2) 本件分割に係る割当ての内容の根拠等

① 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、当社グループの海外事業の更なる成長を企図して、承継会社の完全親会社である NTT と、当社グループの海外事業に承継会社グループの海外事業を統合すること（以下「本海外事業統合」といいます。）について、2021 年 4 月頃に検討を開始いたしました。なお、当該検討に際しては、下記(4)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本件分割における割当ての公正性を担保するため、当社は三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社（以下「MUMSS」といいます。）を第三者算定機関として、また、長島・大野・常松法律事務所及び中村・角田・松本法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選定いたしました。当社は、MUMSS に対し、本件分割における割当株式数に関する算定を依頼し、MUMSS による算定結果、リーガル・アドバイザーからの助言を参考に、かつデューディリジェンスの結果等を踏まえて、当社及び承継会社それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、当社及び NTT の間で本件分割における割当の公正性について慎重に交渉・協議を重ねてまいりました。

そして、当社においては、下記「②算定に関する事項」の「ロ 算定の概要」に記載する第三者算定機関である MUMSS による株式割当比率の分析、並びに、下記「(5)利益相反を回避するための措置」の「①当社における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、NTT 及び承継会社と利害関係を有しない当社の監査等委員でない社外取締役であり、かつ、独立役員である平野英治氏、藤井眞理子氏及び池史彦氏の 3 名によって構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）から 2022 年 5 月 6 日付で受領した答申書の内容を踏まえ、最終的に上記「(1) 本件分割に係る割当ての内容」記載の承継会社株式 3,315 株（株式割当比率 1.04 に相当）を対価とする本件分割を含む本海外事業統合を行うことが妥当であるとの判断に至りました。

上記のとおり、当社は、第三者算定機関による算定結果、リーガル・アドバイザーからの助言を参考に、かつデューディリジェンスの結果等を踏まえて、当社及び承継会社それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案しながら、慎重に交渉・協議を重ねるとともに、本特別委員会から取得した答申書等も踏まえた上で、当社及びNTTは2022年5月9日付で開催された取締役会において、本件分割を含む本海外事業統合を決議し、合意いたしました。

② 算定に関する事項

イ 算定機関の名称並びに当社、承継会社及びNTTとの関係

当社の第三者算定機関であるMUMSS及び本特別委員会が独自に選任した第三者算定機関である山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサル」といいます。）は、いずれも、当社、承継会社及びNTTの関連当事者には該当せず、本件分割に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

ロ 算定の概要

（MUMSS）

MUMSSは、当社海外事業分割対象資産及び承継会社について、共に比較可能な上場類似企業が存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、加えて将来の事業活動の状況を反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）を行い、これらの分析結果を総合的に勘案して株式割当比率の分析を行っております。

株式割当比率の分析においては、当社及び承継会社の経営陣により提示された両社のスタンド・アローンベースの（本海外事業統合による影響を加味していない）財務予測及び当社による合理的な調整を加えた財務予測を算定の基礎といたしました。

類似企業比較分析では、当社海外事業分割対象資産及び承継会社について、比較的類似する事業を手掛ける上場企業を選定し、企業価値に対するEBITDAの倍率を用いて当社海外事業分割対象資産及び承継会社の価値評価をしております。

DCF分析については、当社海外事業分割対象資産及び承継会社の直近までの業績の動向、事業環境等の諸要素を考慮した2022年3月期以降の両社の将来の収益予想に基づき、両社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて、当社海外事業分割対象資産及び承継会社の価値評価をしております。

MUMSSによる株式割当比率の算定結果の概要は、以下のとおりです（以下の株式割当比率の評価レンジは、当社海外事業分割対象資産の対価とし

て当社へ交付する承継会社の株式の割当比率の評価レンジを記載したものです。)

採用手法	株式割当比率の算定レンジ
類似企業比較分析	0.67～1.15
DCF 分析	0.79～1.35

MUMSS は当社の取締役会に対し、2022 年 5 月 2 日付にて、分析の概要を提供しております。

なお、MUMSS は、株式割当比率が効力発生日時点における当社普通株式の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書を、当社取締役会に対して提供しておりません。

(注) MUMSS は、当社海外事業分割対象資産及び承継会社の株式割当比率の分析に際し、当社及び承継会社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社海外事業分割対象資産及び承継会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて承継会社の財務予測に関する情報については、承継会社の経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

(山田コンサル)

山田コンサルは、当社海外事業分割対象資産及び承継会社株式の価値算定について、複数の算定手法の中から採用すべき算定手法を検討の上、共に継続事業、企業であるとの前提の下、当社海外事業分割対象資産及び承継会社共に比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、将来の事業活動の状況を評価に反映するためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）を採用して、株式割当比率の算定を行っております。

株式割当比率の算定においては、当社及び承継会社より提示された当社海外事業分割対象資産及び承継会社のスタンド・アローンベースの（本海外事業統合による影響を加味していない）財務予測及び当社による合理的な調整を加えた財務予測を算定の基礎といたしました。

山田コンサルによる株式割当比率の算定結果は以下のとおりです（以下の株式割当比率の評価レンジは、当社海外事業分割対象資産の対価とし

て当社へ交付する承継会社株式の割当比率の評価レンジを記載したものです。)

採用手法	株式割当比率の算定レンジ
類似会社比較法	0.80～1.51
DCF法	0.78～1.70

類似会社比較法では、当社海外事業分割対象資産及び承継会社について、比較的類似する事業を営む上場会社を選定し、収益性を示す財務指標の比較を行い、企業価値に対する EBITDA の倍率を用いて当社海外事業分割対象資産及び承継会社株式の価値算定をしております。

DCF法では、当社海外事業分割対象資産及び承継会社の財務予測に基づく収益予想や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、2022年3月期第2四半期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを基に、一定の割引率で現在価値に割り引いて、当社海外事業分割対象資産及び承継会社株式の価値算定をしております。

山田コンサルは、株式割当比率の算定に際して、当社海外事業分割対象資産及び承継会社の財務予測はそれぞれの経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。また、当社による合理的な調整を加えた承継会社の財務予測に関しても、当社による現時点で入手可能な最善の予測と誠実な判断を反映し、合理的に再評価されたものであることを前提としております。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社は、本件分割により上場廃止となる見込みはありません。

(4) 公正性を担保するための措置

NTT及び承継会社は当社の現在の親会社であり、また、本件分割に先立ち行われる本現物配当により、承継会社は当社の親会社に該当しないこととなり、新たにNTTが当社の直接の親会社に該当することとなる結果、当社と承継会社は同一の直接の親会社を有することになることから、当社において、本件分割は支配株主との取引等に該当するため、公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり、本件分割の公正性を担保するための措置を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、本件分割における割当の公正性を担保するため、MUMSSを第三者算定機関として選定し、本件分割における割当株式数に関する算定を依頼し、株式割当比率算定書を取得いたしました。当該算定書の概要は、上記「(2)本件分割に係る割当ての内容の根拠等」の「②算定に関する事項」の「ロ 算定の

概要」をご参照ください。

② 独立した法律事務所からの助言

当社は長島・大野・常松法律事務所及び中村・角田・松本法律事務所を本件分割に関するリーガル・アドバイザーとして選任し、本件分割に関する諸手続並びに意思決定方法及び意思決定過程等に関する法的助言を受けております。なお、長島・大野・常松法律事務所及び中村・角田・松本法律事務所は、当社、承継会社及びNTTとの間で重要な利害関係を有しておりません。

③ 特別委員会における独立した第三者算定機関からの算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

本特別委員会は、本諮問事項（下記(5)で定義します。）を検討し、本件分割における割当の公正性を担保するため、山田コンサルを本特別委員会の独自の第三者算定機関として選定し、山田コンサルに対して、本件分割における割当株式数に関する算定を依頼し、株式割当比率算定書を取得いたしました。当該算定書の概要は、上記「(2) 本件分割に係る割当ての内容の根拠等」の「② 算定に関する事項」の「ロ 算定の概要」をご参照ください。

また、本特別委員会は、2022年5月2日付で、山田コンサルから、本件分割の対価（以下「本件分割対価」といいます。）及び本株式追加取得に係る取得価格（以下「本株式追加取得価格」といいます。）が当社の株主（承継会社及びNTTを除きます。）にとって財務的見地から公正である旨のフェアネス・オピニオン（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）も取得しております（注）。なお、本フェアネス・オピニオンは、山田コンサルが、当社及び承継会社それぞれから、当社海外事業分割対象資産及び承継会社それぞれに関する事業の現状、事業見通し等の開示を受けるとともに、それらに関する説明を受けた上で実施した当社海外事業分割対象資産及び承継会社株式の価値算定結果に加えて、本特別委員会との質疑応答、山田コンサルが必要と認めた範囲内での当社海外事業分割対象資産及び承継会社の事業環境、経済、市場及び金融情勢等についての検討並びに山田コンサルにおけるエンゲージメントチームとは独立したコミッティにおける本フェアネス・オピニオンに対する検証を経て発行されております。

（注）山田コンサルは、本フェアネス・オピニオンの作成及び提出並びにその基礎となる株式割当比率の算定を行うに際して、当社及び承継会社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであること、また、分析に重大な影響を与える可能性がある事実で未開示の事実はないこと

を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、当社とその関係会社、承継会社とその関係会社の資産及び負債（簿外資産、負債、その他の偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定は行っておらず、その他検討の基礎とする情報について一定の制約のもと分析を行っております。

山田コンサルが本フェアネス・オピニオンの基礎資料として用いた当社海外事業分割対象資産及び承継会社の財務予測は、それぞれの経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。また、当社による合理的な調整を加えた承継会社の財務予測に関しても、当社が現時点で入手可能な最善の予測と誠実な判断を反映し、合理的に再評価されたものであることを前提としております。また、山田コンサルはその実現可能性を保証するものではなく、これらの作成の前提となった分析若しくは予測又はそれらの根拠となった前提条件については、何ら見解を表明しておりません。

本フェアネス・オピニオンは、一定の前提条件等を所与として、中立的第三者の立場で意見を表明したものであり、法律上や税務上などいかなる取扱をも保証するものではありません。

本フェアネス・オピニオンは、本件分割対価及び本株式追加取得価格が当社の株主（承継会社及びNTTを除きます。）にとって財務的見地から公正であるか否かについて、その作成日現在の金融及び資本市場、経済状況並びにその他の情勢を前提に、また、その作成日までに山田コンサルが入手している情報に基づいてその作成日時点における意見を述べたものであり、その後の状況の変化により本フェアネス・オピニオンの内容が影響を受けることがあります。山田コンサルは、そのような場合であっても本フェアネス・オピニオンの内容を修正、変更又は補足する義務を負いません。また、本フェアネス・オピニオンは、本フェアネス・オピニオンに明示的に記載された事項以外、又は本フェアネス・オピニオンの提出日以降に関して、何らの意見を推論させ、示唆するものではありません。

本フェアネス・オピニオンは、本件分割対価及び本株式追加取得価格が当社の株主（承継会社及びNTTを除きます。）にとって財務的見地から不利益なものではなく公正なものであることについて意見表明するにとどまり、本海外事業統合の実行の是非及び本海外事業統合に関するいかなる行動も推奨するものではなく、当社普通株式の株主（承継会社及びNTTを除きます。）以外のいかなる種類の当社の有価証券の所有者、債権者その他の有権者にとって公正であるか、またこれらの者につきその他考慮すべき点について、山田コンサルは本特別委員会より意見を述べることを求められておらず、また、本フェアネス・オピニオンによりこれを表明するものではありません。また山田

コンサルは、本件分割及び本株式追加取得その他代替取引に関し、第三者を勧誘する権限を付与されていないことを認識しており、また勧誘を行っておりません。加えて山田コンサルは、その他代替取引と本件分割及び本株式追加取得の相対的な利点についての意見又は見解も表明するものではありません。

(5) 利益相反を回避するための措置

上記「(4) 公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社において、本件分割は支配株主との取引等に該当し、当社と NTT 及び承継会社の間で利益相反が生じ得る構造が存在することから、利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施しております。

① 当社における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

当社の取締役会は、本件分割及び本株式追加取得の是非を審議及び決議するに先立って、本件分割及び本株式追加取得に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、本件分割及び本株式追加取得の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当社の取締役会において本件分割及び本株式追加取得を行う旨の決定をすることが当社の少数株主にとって不利益なものであるかどうかについての意見を取得することを目的として、本特別委員会を 2021 年 9 月 22 日に設置し、本特別委員会に対し、(a) 本件分割及び本株式追加取得が、当社の企業価値の向上に資するものとして正当であるか否かについて検討・判断すること、(b) 当社の少数株主の利益の保護の観点から、本件分割及び本株式追加取得について、取引条件の妥当性及び交渉過程等の手続の公正性が確保されているか否か、検討・判断すること、(c) 当社取締役会における本件分割及び本株式追加取得についての決定が、当社の少数株主にとって不利益を生じさせるものでないかを検討し、当社取締役会に意見を述べること、及び (d) 上記 (a) から (c) を踏まえて、当社取締役会が本件分割及び本株式追加取得の実行を決定するべきか否かを検討し、当社の取締役会に勧告を行うこと（以下「本諮問事項」といいます。）について、諮問いたしました。当社は当初から平野英治氏、藤井眞理子氏及び池史彦氏の 3 名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。本特別委員会は、委員間の互選により、本特別委員会の委員長として、平野英治氏を選定しております。また、各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容に関わらず固定額の報酬を支払うものとしております。

なお、当社は、当社取締役会における本件分割及び本株式追加取得に関する意思決定については、本特別委員会の意見を最大限尊重して行うものとし、

本特別委員会が本件分割及び本株式追加取得の条件を妥当でないと判断した場合には、当社取締役会は本件分割及び本株式追加取得の実施を決定しないものとするを併せて決議しております。また、当社取締役会は、本特別委員会に対し、(a)本特別委員会が独自のアドバイザーを選任することができるものとし、その場合の当該アドバイザーに係る合理的な費用は当社が負担するものとする権限を与えること並びに(b)本件分割及び本株式追加取得に係る交渉は当社取締役会が行うが、当社取締役会は、本特別委員会に適時に交渉状況の報告を行うとともに、重要な局面で本特別委員会の意見を聴取し、本特別委員会からの要請を勘案して交渉を行うなど、本特別委員会に対し、取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与え得る状況を確保することを決定しております。

本特別委員会は2021年9月22日から2022年5月2日までに、合計20回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。

具体的には、本特別委員会は、まず、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるMUMSS並びに当社のリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所及び中村・角田・松本法律事務所について、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任を承認しました。また特別委員会は、下記「②当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員を含みます。）全員の承認」に記載の当社における検討体制について、独立性及び公正性の観点から問題がないことを確認の上、承認をしております。さらに、本特別委員会は、複数のリーガル・アドバイザー並びに第三者算定機関の候補者の独立性及び専門性・実績等を検討の上、当社、承継会社及びNTTから独立した独自のリーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を、当社、承継会社及びNTTから独立した独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として山田コンサルを、それぞれ選定しました。

その上で、本特別委員会は、当社及び承継会社に対する、本件分割及び本株式追加取得の目的・理由、本件分割及び本株式追加取得実行後の経営方針等に関する事項のヒアリングを実施しました。また、本特別委員会は、当社の役員に対する、当社をめぐるグローバルな事業環境の変化、及び当社がグローバルな事業競争力を強化する上での経営課題、MUMSS及び山田コンサルが株式割当比率の算定の前提とした当社海外事業及び当社による合理的な調整を加えた承継会社の事業計画の内容、並びに当社のNTTに対する提案内容等に関する事項のヒアリングを行ったほか、当社が行った承継会社の財務・税務・法務・ビジネスに関するデューディリジェンスの結果に関するヒアリングを実施しました。なお、本特別委員会は、当社海外事業の事業計画の作成過程

及び内容について、当社から説明を受けるとともに、質疑応答を踏まえて慎重に審議を行い、委員の全員一致をもって事業計画に合理性が認められることを確認しております。

さらに、上記「(2)本件分割に係る割当ての内容の根拠等」の「②算定に関する事項」の「ロ 算定の概要」及び上記「(4)公正性を担保するための措置」の「③特別委員会における独立した第三者算定機関からの算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり、MUMSS 及び山田コンサルは、株式割当比率の価値算定を実施しておりますが、本特別委員会は、MUMSS 及び山田コンサルから、それぞれが実施した株式割当比率の算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定の内容及び重要な前提条件について説明を受けるとともに、質疑応答及び審議・検討を行った上で、これらの事項について合理性を確認しております。また、上記「(4)公正性を担保するための措置」の「③特別委員会における独立した第三者算定機関からの算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり、本特別委員会は、2022年5月2日付で、山田コンサルから本フェアネス・オピニオンの提出を受けておりますが、その際、本特別委員会は、山田コンサルから、本フェアネス・オピニオンの内容及び重要な前提条件について説明を受け、これを確認しております。

このほか、本特別委員会は、当社と NTT との間における本件分割及び本株式追加取得に係る協議・交渉について、事前にその方針を確認し、当社からその経緯及び内容等につき都度報告を受けた上で、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等の方法により、交渉過程に関与しております。

本特別委員会は、このような経緯のもと、上記の各説明、アドバイザーからの助言、算定結果（本フェアネス・オピニオンを含みます。）その他の検討資料を前提として、本諮問事項について慎重に審議及び検討を行い、本件分割及び本株式追加取得は、当社の少数株主にとって不利益を生じさせるものであるとはいえない旨の答申書を、2022年5月6日付で、当社の取締役会に対して提出しております。

② 当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員を含みます。）全員の承認

2022年5月9日開催の当社の取締役会においては、有本武司氏を除く当社の取締役（監査等委員を含みます。）の全員が出席し、全員一致で、本件分割を含む本海外事業統合に関する審議及び決議を行いました。なお、当社の取締役のうち、NTTの従業員を兼務する有本武司氏は、本海外事業統合に関し利害が相反し又は相反するおそれがあるため、本海外事業統合に関する協議及び交渉に参加しておらず、また上記当社取締役会における本海外事業統合に関

する審議には参加していません。

2. 承継会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本件分割により増加する承継会社の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第 37 条又は第 38 条に定めるところに従って、承継会社が適当に定めることとしております。これは、承継会社の財務状況、資本政策その他の諸事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定するものであり、相当であると判断しております。

別紙 3

承継会社の最終事業年度に係る計算書類等（事業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、会計監査報告及び監査報告）

（次頁以降に添付のとおり）

第 28 期 事業報告

NTT 株式会社

事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 事業の概況

(1) 当事業年度における事業の経過及びその成果

当事業年度においては、データセンタービジネスやマネージドサービスといった成長分野でのサービス提供力の強化を図ったほか、市場の変化に対応したデジタル化の提案、システムインテグレーションなどの多様な IT サービスの拡大と安定的な提供に取り組みました。

なお、当社子会社である NTT Disruption Group について、設立目的の達成が困難であると判断し、現地法に基づいた必要な手続きを行った上で清算することといたしました。清算の一環として、当事業年度末に、保有する株式の減損（評価損）64.5 億円を計上しました。

当事業年度の業績は、営業収益が 1,333 億円、経常利益は 1,291 億円、当期純利益は 1,231 億円となりました。なお、当事業年度の期末配当については無配とします。

当社は、2021 年 10 月に発表された NTT グループの中期経営戦略「Your Value Partner 2025」の見直しを受け、NTT グループのグローバル事業の強化を通じ、サステイナブルな社会実現への貢献を目指すこととしました。グローバル事業の競争力強化としては、One NTT でデジタルビジネスコンサルティングを強化します。また、スマートシティソリューションを北米から開始するなど、One NTT バリュープロポジションに基づく共同営業・マーケティングを推進します。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度は、Smart World ソリューションパッケージ(ソフトウェア)の追加開発のため 7.2 億円を支出しました。当該資産グループの当事業年度末の帳簿価額は 19.2 億円でしたが、当該資産の投資額の回収可能性の低下が見込まれたため、11.0 億円の減損損失を計上しました。それ以外の特筆すべき設備投資、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 事業の譲渡等の状況

当事業年度において、NTT ドコモの競争力強化・成長と NTT グループ全体の成長に向け、当社の 100%子会社であるエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の全株式を吸収分割により NTT ドコモに移管しました。

(4) 財産及び損益の状況

区分 \ 期	第 26 期 (2019 年度)	第 27 期 (2020 年度)	第 28 期 (当事業年度) (2021 年度)
営業収益 (百万円)	99,466	154,217	133,277
経常利益 (百万円)	93,783	150,884	129,113
当期利益 (百万円)	104,145	150,171	123,102
1 株当たり当期純利益 (百万円)	1,640	2,328	1,894
総資産 (百万円)	1,483,428	1,541,831	992,457
純資産 (百万円)	1,482,630	1,540,730	990,837

2. 会社の概況

(1) 主要な事業内容

NTT グループにおけるグローバル事業のガバナンス及び戦略策定、施策推進

(2) 主要な事業所等

本社：東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号

(3) 従業員の状況 (2022 年 3 月 31 日現在)

従業員数	前期比増減
37 名	+4

(4) 株式の状況

- ① 発行可能株式数 200 株
- ② 発行済株式の総数 65 株
- ③ 株主数 1 名
- ④ 大株主

株主名	株数	議決権比率
日本電信電話株式会社	65株	100%

(5) 重要な親会社及び子会社の状況（2022年3月31日現在）

① 親会社との関係

当社の親会社は、日本電信電話株式会社であり、同社は当社の株式を100%保有しております。

② 親会社との間の取引に関する事項

当社は、親会社である日本電信電話株式会社との間で、業務委託等の取引を行っております。当社がこれらの取引をするにあたり、取引条件およびその決定方法については、他の取引先と同様の条件によることとしております。当社の取締役会は、これらの取引が当社の利益を害さないものと包括的に判断しております。

③ 重要な子会社の情報

会社名	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	54.19%	データ通信システムサービスおよびネットワークシステムサービスの提供
NTT Ltd.	100%	法人向けITサービス、通信・インターネット関連サービスの提供
NTT Venture Capital, L.P.	99.39%	グローバル市場で成長が見込めるテクノロジー領域を中心とした投資
NTT Global Sourcing, Inc.	100%	グローバルベンダー等との一元的な価格交渉および包括的な契約の締結等
NTT Disruption Europe, S.L.U.	100%	最先端技術を活用したお客さまとの共創、革新的ソリューションの提案

(注) 当社は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の全株式を保有しておりましたが、2022年1月1日に吸収分割により株式会社NTTドコモに移管したため、除外しております。

(6) 取締役及び監査役（2022年3月31日現在）

氏名	役職	委嘱・担当業務
澤田 純	代表取締役社長	Chief Executive Officer
島田 明	取締役副社長	
奥野 恒久	取締役副社長	Chief Operating Officer
柳瀬 唯夫	取締役副社長	Chief Strategy Officer

尾崎 英明	取締役	Corporate Planning Department 長
Lee Brandon Ming Fu	取締役	Strategic Alliance BU 長
本間 洋	取締役	
丸岡 亨	取締役	
Abhijit Dubey	取締役	
Marvin Mouchawar	取締役	
Vito Mabruzzo	取締役	
榎本 隆	常勤監査役	
前澤 孝夫	監査役	
高橋 香苗	監査役	

(7) 会計監査人の状況

会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

3. 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容及び運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会で決議した内容の概要及び運用状況の概要は次のとおりであります。

内部統制システムの整備に関する基本方針

I. 内部統制システムの整備に関する基本的考え方

1. 当社は、内部統制システムの整備にあたり、法令の遵守、損失の危機管理及び適正かつ効率的な事業運営を目的に、損失の未然防止、損失最小化に向けた各種対策を講じる。
2. 上記内部統制システムの整備のため、規程・体制等を整備するとともに、グループとしてリスクの高い共通項目についての統一的な監査を実施することにより、内部統制システムの有効性を評価した上、必要な改善を実施する。
3. 日本電信電話株式会社が定める「内部統制システムの整備に関する基本方針」に従うとともに、当社として必要な措置を講じる。
4. 社長は業務執行の最高責任者として、内部統制システムの整備及び運用について責任をもって実施する。

II. 内部統制システムに関する体制の整備

1. 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、法令を遵守することはもとより、高い倫理観を持って事業を運営していくため、以下の取り組みを行う。

- (1) 社員就業規則等において、事業を適正かつ効率的に運営するため、誠実に法令、規程及び通達を遵守し、全力をあげてその職務の遂行に専念すべき義務を定める。
- (2) 企業倫理については、日本電信電話株式会社が定める NTT グループ企業倫理憲章を遵守し、NTT 株式会社グループ全ての役員及び社員における、企業倫理に関する具体的行動指針とする。
- (3) より風通しの良い企業風土の醸成に努め、企業倫理については、日本電信電話株式会社が設置する企業倫理ヘルプライン受付窓口を利用し、匿名・記名を問わず申告を受け付ける。なお、企業倫理ヘルプライン受付窓口に申告したことを理由として、申告者に対して不利益となる取り扱いを行わない。
- (4) 親会社の企業倫理研修等を活用することにより、役員や社員に対する継続的な啓発活動を行う。また、親会社の企業倫理に関する意識調査等を活用することにより、社内チェックの充実・強化を図る。

2. ビジネスリスクマネジメントに関する規程その他の体制

当社は、ビジネスリスクについて適切にマネジメントするため、以下の取り組みを行う。

- (1) リスクマネジメントの基本的事項を定め適正かつ効率的な業務運営を行うため、リスクマネジメント規程を策定する。
- (2) また、NTT 株式会社グループが一体となってリスクマネジメントを行うため、リスクの発生を予防し、事前準備するとともに、リスクが発生した場合に的確かつ迅速な対応を可能とするよう、日本電信電話株式会社のビジネスリスクマネジメントマニュアルを準用する。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の適切な責任分担と監督体制により効率的な事業運営を行うため、以下の取り組みを行う。

- (1) 組織の構成と各組織の所掌業務を定める組織規程及び権限の分掌を定める責任規程を策定する。
- (2) 取締役会規則を定め、原則 3 ヶ月に 1 回以上開催される取締役会において、経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行うとともに、定期的に職務の執行状況等について報告する。
- (3) 職務執行の公正性を監督する機能を強化するため、取締役会に独立した立場の社外取締役を含める。
- (4) NTT 株式会社グループを統括・調整する持株会社として、効率的かつ効果的なグループ経営を推進するため、会社経営・グループ経営に関する重要事項を課題毎に議論し、適正な意思決定を行うための会議等を必要に応じて設置する。

また、NTT 株式会社グループの事業運営において必要な事項の各社からの報告に関する体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に関する情報の管理を行い、適正かつ効率的な事業運営に資するため、以下の取り組みを行う。

- (1) 文書（関連資料及び電磁媒体に記録されたものを含む。以下「文書」という。）その他の情報の管理について必要事項を定めるため、文書規程、情報セキュリティマネジメント規程等を策定する。
- (2) 文書の整理保存の期間については、法令に定めるものの他、業務に必要な期間、保存する。

5. NTT 株式会社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、NTT 株式会社グループ会社間及び NTT グループ会社間の取引については法令に従い適切に行うことはもとより、NTT 株式会社グループが適正な事業運営を行ない、グループとしての成長・発展に資するため、日本電信電話株式会社による NTT グループにおける業務を適正に確保するための取組みに基づき、当社グループ会社において以下の取り組みを行う。

- (1) 危機発生時の親会社への連絡体制を整備する。
- (2) 不祥事等の防止のための社員教育や研修等を実施する。
- (3) 情報セキュリティ及び個人情報保護に関する体制を整備する。
- (4) 親会社へ定期的に財務状況等の報告を行なう。
- (5) 親会社の内部監査部門等による監査を実施する。

6. 監査役の職務を補助すべき社員に関する事項及びその社員の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役の職務を補助すべき社員について以下の取り組みを行う。

- (1) 監査役が、監査役の職務を補助すべき社員の配置を求めた場合、当該社員を配置するものとし、当該社員は、監査役の指揮命令に基づき業務を実施する。
- (2) 監査役の職務を補助する社員が配置された場合、当該社員の人事異動、評価等について、監査役の意見を尊重し対処する。

7. 取締役及び社員が監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、取締役及び社員が職務執行に関する重要な事項について監査役に報告するなど、以下の取り組みを行う。

- (1) 取締役等から職務執行等の状況について以下の項目について報告する。
 - ① 会社に著しい損害を及ぼした事項および及ぼすおそれのある事項
 - ② 四半期決算報告
 - ③ 内部監査の状況
 - ④ 法令・定款等に違反するおそれのある事項
 - ⑤ ヘルプラインへの通報状況

- ⑥ グループ会社から報告を受けた重要な事項
 - ⑦ 上記以外のコンプライアンス上重要な事項
- (2) 監査役の求めに応じ、代表取締役、会計監査人、内部監査部門等は、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施する。
 - (3) 監査役は取締役会のほか、重要な会議に出席することができる。
 - (4) 監査役は、独自に外部の専門家と契約し監査業務に関する助言を受けることができる。
 - (5) 監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき支払いを行う。

内部統制システムの運用状況の概要

当社は、取締役会において決議された「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、内部統制システムを整備し運用しております。

原則として四半期に一回、定例の取締役会を開催し、経営目標の達成に向けた競争力強化施策など、各種経営課題について適宜報告・決定を行いました。

グループマネジメント、コンプライアンスにかかる社員教育等については、日本電信電話株式会社が整備・運用する内部統制システムに基づき、適切に連携・分担し実施しております。また、当社および当社の親会社である日本電信電話株式会社が内部監査を実施し、内部統制の整備・運用状況を検証し、内部統制システムの維持・改善に努めております。

当社の取締役は、業務執行に関する重要事項について、取締役会、意見交換会等を通じて適宜監査役に報告しております。各監査役は、法令に基づく監査に加え、取締役会への出席、当社グループ会社への往査・意見交換等を通じ、グローバルガバナンス強化によるグローバル市場での競争力強化に基づく取組み状況の確認を行っております。

以上

事業報告に係る附属明細書

〔 2021年4月 1日から
2022年3月31日まで 〕

事業報告の内容を補足する重要な事項はございません。

第 2 8 期 計 算 書 類

2021年 4月 1日 から
2022年 3月 31日 まで

貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表

NTT株式会社

貸借対照表

2022年 3月31日 現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	75,317	流 動 負 債	1,594
現金及び預金	774	未 払 金	1,190
売 掛 金	324	未 払 費 用	137
未 収 入 金	25,073	未 払 法 人 税 等	267
関係会社預け金	49,144		
そ の 他	3	固 定 負 債	27
		退職給付引当金	13
		株式給付引当金	15
		負 債 合 計	1,621
		(純 資 産 の 部)	
固 定 資 産	917,141	株 主 資 本	990,837
有形固定資産	27	資 本 金	340,051
工具器具及び備品	27	資 本 剰 余 金	527,684
無形固定資産	825	資 本 準 備 金	85,013
ソフトウェア	825	その他資本剰余金	442,671
投資その他の資産	916,289	利 益 剰 余 金	123,102
関係会社株式	904,106	その他利益剰余金	123,102
その他関係会社有価証券	10,099	繰 越 利 益 剰 余 金	123,102
繰延税金資産	2,060		
そ の 他	23	純 資 産 合 計	990,837
資 産 合 計	992,457	負 債 ・ 純 資 産 合 計	992,457

(注) 従来、記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しておりましたが、当事業年度より百万円未満を四捨五入して表示しております。

損 益 計 算 書

〔 2021年4月 1日 から
2022年3月31日 まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		
受取配当金	130,097	
グループ経営運営収入	2,260	
グローバル事業運営収入	920	133,277
営業原価		
グローバル事業運営原価	521	521
売上総利益		132,756
販売費及び一般管理費		2,931
営業利益		129,825
営業外収益		
受取利息	50	
為替差益	357	
その他の営業外収益	1	408
営業外費用		
投資事業組合運用損	1,120	
その他の営業外費用	0	1,120
経常利益		129,113
特別損失		
関係会社株式評価損	6,450	
減損損失	1,096	7,546
税引前当期純利益		121,567
法人税、住民税及び事業税	572	
法人税等調整額	△2,107	△1,535
当期純利益		123,102

(注) 従来、記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しておりましたが、当事業年度より百万円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

当事業年度（自 2021年4月1日 ～ 至 2022年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金		評価・換算 差額等合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰 余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	754,712	193,169	442,671	635,840	150,171	150,171	1,540,723	7	7	1,540,730
当期変動額										
株主資本の計数の変動	△414,661	△108,157	522,817	414,661			—			—
剰余金の配当					△150,171	△150,171	△150,171			△150,171
分割型の会社分割による減少			△522,817	△522,817			△522,817			△522,817
当期純利益					123,102	123,102	123,102			123,102
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								△7	△7	△7
当期変動額合計	△414,661	△108,157	—	△108,157	△27,069	△27,069	△549,887	△7	△7	△549,894
当期末残高	340,051	85,013	442,671	527,684	123,102	123,102	990,837	—	—	990,837

(注) 従来、記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しておりましたが、当事業年度より百万円未満を四捨五入して表示しております。

個別注記表

2021年4月 1日から
2022年3月31日まで

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

① 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

ア) 市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）

イ) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

仕掛品については個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額は実質残存価額とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、発生時の従業員の平均残存勤務期間に基づく年数による定額法により、発生時より費用処理しております。

数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間に基づく年数による定額法により、翌事業年度より費用処理しております。

(2) 株式給付引当金

株式交付規程に基づく取締役及びSenior Vice Presidentへの株式給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスはその支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。

当社の顧客との契約から生じる主な収益は、グローバル事業運営収入です。当社は、NTTグループにおけるグローバルビジネス戦略策定やグループ会社の再編成に向けた支援、及びアドバイザー業務等を行っており、策定結果等を継続的に提供する契約を日本電信電話株式会社（当社の親会社）と締結しております。

当該契約は、日本電信電話株式会社に対し包括的に役務を提供することを履行義務として識別しております。

当該履行義務は、一時点で充足される履行義務として、給付が完了した時点で収益を計上しております。

(追加情報)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用していますが、これにより当事業年度の計算書類に与える重要な影響はありません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(2) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定です。

表示方法の変更に関する注記

(「時価の算定に関する会計基準」等の適用)

当事業年度から「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)等を適用しており、金融商品に関する注記の一部の記載を変更しております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関係会社株式 (NTT Ltd.) 894,786百万円

貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る減価償却累計額

工具器具及び備品の減価償却累計額 2百万円

2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務 (区分表示したものを除く)

短期金銭債権 25,343百万円

短期金銭債務 838百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 133,142百万円

営業費用 1,263百万円

営業取引以外の取引による取引高 45百万円

2. 関係会社株式評価損は、NTT Disruption Europe, S.L.U.の株式減損処理に伴う評価損です。

3. 減損損失について

当事業年度において、スマートソリューション事業のソフトウェア資産について、減損損失を計上しております。

(1) 経緯

スマートソリューション事業による収益性が低位で推移しており、将来にむけて投資額の回収が見込めなくなったため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(2) 減損損失の金額

ソフトウェア 1,096百万円

(3) グルーピングの方法

当社は、原則として、キャッシュ・フローを生み出す単位として事業別に資産のグルーピングをしております。

(4) 回収可能価額の算定方法等

当該資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、測定に用いた割引率は10%です。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式数
普通株式 65株
2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
2021年6月18日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
配当金の総額 150,171百万円
配当の原資 利益剰余金
1株当たり配当額 2,310百万円
基準日 2021年3月31日
効力発生日 2021年6月22日
3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
当事業年度の期末配当は無配につき、該当事項はありません。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、関係会社株式の評価損、ソフトウェアの減損、繰越欠損金等であります。
なお、繰延税金資産においては、評価性引当額3,138百万円を控除しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針
資金運用については安全性に配慮し、有利な運用に努めることとしております。運用にあたっては、原則、元本保証・確定利回りの金融商品で行うとともに、取引先金融機関等の信用リスク管理を徹底することとしております。
資金調達については安定的かつ最も低コストな資金調達手段の確保に努めるとともに、機動的・弾力的な資金調達を行うこととしております。
 - (2) 金融商品の内容およびそのリスク、リスク管理体制
営業債権である売掛金および未収入金は、顧客等の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取納管理に関する内規に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としております。
関係会社株式は、市場価格のある上場子会社の株式および市場価格のない非上場子会社の株式であります。市場価格のある上場子会社の株式については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、適宜把握された時価が責任規程等に基づき報告されております。
また、その他関係会社有価証券は、市況や発行体の財務状況等を適宜把握しており、責任規程等に基づき報告されております。
営業債務である未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。
通常の事業活動の過程において、金融資産・負債を含むいくつかの金融商品を保有しております。一部の金融商品は外国為替相場の変動リスクに晒されております。そのようなリスクを管理するために、リスク管理方針を制定し、先物為替予約等のデリバティブ取引を利用することとしております。なお、投機目的でデリバティブ取引を行うことはありません。
2. 金融商品の時価等に関する事項
当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等については、次表には含めておりません（注2）参照。
また、現金は注記を省略しており、預金および売掛金等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:百万円)

項目	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 関係会社株式	7,604	1,837,680	1,830,076

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

- (1) 関係会社株式
これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
関係会社株式	896,502
その他の関係会社有価証券	10,099

関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	NTT Disruption Europe, S. L. U.	所有 直接100%	株主としての権 利行使・助言・あ っせんその他の 援助	現物出資 (注1)	6,157	—	—
子会社	NTT DATA Inc.	所有 間接54.2%	業務委託	業務委託費 (注2)	749	未払金	300

取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) NTT Disruption Europe, S. L. U.への貸付金を、現物出資しております。

(注2) 業務委託費については、委託業務の内容を勘案し、両社協議の上決定しております。

(2) 兄弟会社等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	株式会社NTTドコモ	—	業務委託	当社を分割会 社とする吸収 分割 (注1)	522,817	—	—
親会社の子会社	NTTファイナンス 株式会社	—	業務委託 資金の預け入れ	CMSによる 預け入れ(注2) 利息の受取 (注2)	45,023 (注3) 5	関係会社 預け金	49,144

取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 吸収分割に関する詳細については、その他の注記(企業結合関係(吸収分割))に記載しております。

(注2) CMS(キャッシュ・マネジメント・システム)による資金の預け入れについては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注3) 取引金額には、事業年度中の平均残高を記載しております。

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 15,243,639,383円77銭

1株当たり当期純利益1,893,875,101円

重要な後発事象に関する注記

(子会社からの現物配当)

当社は、2022年4月1日にNTT Ltd. (当社の子会社) からNTTセキュリティホールディングス株式会社 (当社の孫会社) の株式の現物配当を受けました。

1. 取引の概要

(1) 取引内容

NTTセキュリティホールディングス株式会社の株式の現物配当

(2) 効力発生日

2022年4月1日

(3) 取引の総額

12,240百万円

(4) その他取引の概要に関する事項

本現物配当は、NTTグループにおけるセキュリティ事業の強化及びマネージドサービスの提供力向上に向けた再編の一環として行われたものです。なお、当社が取得したNTTセキュリティホールディングス株式会社の株式を同日に日本電信電話株式会社(当社の親会社)へ現物配当しております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

その他の注記

(企業結合関係)

(吸収分割)

当社は、2022年1月1日に当社を吸収分割会社、株式会社NTTドコモ (当社の親会社である日本電信電話株式会社の子会社) を吸収分割承継会社とする吸収分割を行いました。

1. 吸収分割の概要

(1) 取引内容

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 (当社の子会社) の株式の承継

(2) 企業結合日

2022年1月1日

(3) 取引の総額

522,817百万円

(4) その他取引の概要に関する事項

本吸収分割は、ドコモグループの競争力強化・成長とNTTグループ全体の成長に向けた再編の一環として行われたものです。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

計算書類に係る附属明細書

〔 2021年4月1日から
2022年3月31日まで 〕

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細
2. 引当金の明細
3. 販売費及び一般管理費の明細

(注) 従来、記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しておりましたが、当事業年度より百万円未満を四捨五入して表示しております。

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形固定資産	工具器具及び備品	—	29	—	2	27	2	29
	計	—	29	—	2	27	2	29
無形固定資産	ソフトウェア	1,674	716	1,096 (1,096)	470	825	693	1,518
	計	1,674	716	1,096 (1,096)	470	825	693	1,518

(注1) 当期における主な増加は、次のとおりであります。

- ・ソフトウェア アプリケーション、プラットフォーム開発 716百万円

(注2) 「当期減少額」の欄の () 内は内書きで、減損損失の計上額を記載しております。

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	12	1	—	—	13
株式給付引当金	—	15	—	—	15

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科目	金額	摘要
役員報酬	179	
従業員賞与	4	
雑給	346	
法定福利費	16	
退職給付費用	3	
消耗品費	2	

委託費	1,607	
賃借料	19	
旅費交通費	4	
通信運搬費	2	
交際費	0	
福利厚生費	0	
支払手数料	0	
雑費	3	
租税公課	274	
減価償却費	472	
計	2,931	

独立監査人の監査報告書

2022年5月6日

NTT株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田中 賢二

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大木 正志

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 八鍬 賢也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、NTT株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 計算書類等に対する意見を表明するために、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

私たち監査役は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

各監査役は、監査役連絡会が定めた監査役監査の規程等に準拠し、監査の方針に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および研究所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその整備および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 親会社等との取引で、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項ならびに当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由に関する事業報告の記載内容について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

当社は、2022年5月9日開催の取締役会において、別紙について決議をいたしました。
当該事項は、当監査報告に影響を及ぼすものではありません。

2022年5月9日

NTT株式会社
常勤監査役 榎本 隆
監査役 前澤 孝夫
監査役 高橋 香苗

<別添（別紙）>

1. 本吸収分割の決定

当社の取締役会は、2022年5月9日、NTTグループにおけるグローバル事業の再編（以下「本事業再編」といいます。）の一環として、当社の子会社である株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（以下「NTTデータ」といいます。）のグローバル事業について、NTTデータを吸収分割会社とし、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行う旨の吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）を締結することを決議し、同日付けで吸収分割契約を締結いたしました。本事業再編は、NTTグループのグローバル人材及びリソースを結集し、ビジネスユーザ向けのグローバル事業能力とグローバルガバナンスの強化を目的としています。

(1) 会社分割する事業内容、直前期（2021年3月期）の売上高

NTTデータのグローバル事業（連結売上高 939,041 百万円）

(2) 会社分割の形態

NTTデータを吸収分割会社、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割です。

(3) 分割会社の概要

名称	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
事業内容	コンサルティング、統合 IT ソリューション、システム・ソフトウェア開発、メンテナンス・サポート等
従業員数	139,677 人（連結）（2021年3月31日現在）
資産合計	2,897,015 百万円（連結）（2021年3月期）
負債合計	1,770,468 百万円（連結）（同上）
資本合計	1,126,548 百万円（連結）（同上）

(4) 効力発生日

2022年10月1日（予定）

(5) 当社が承継する権利義務

効力発生日の直前におけるNTTデータのグローバル事業に関する資産、負債、契約及びこれらに付随する権利義務のうち、本吸収分割契約書において定めるものを承継します。

(6) 吸収分割に際して交付する金銭等

当社は、本吸収分割に際して、NTTデータに対して当社の普通株式 3,315 株を交付します。なお、当社は、本吸収分割の効力発生前に先立ち、当社の普通株式 1 株を 49 株とする株式分割を行い、当社の発行済株式総数は 65 株から 3,185 株に増加する予定です。

(7) 会計処理の方法

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号 2019 年 1 月 16 日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10

号 2019 年 1 月 16 日) に基づき、共通支配下の取引として処理される予定です。本吸収分割が当社の計算書類に与える影響については現在精査中です。

2. 剰余金の配当（現物配当）の決定

当社の取締役会は、2022 年 5 月 9 日、本事業再編の一環として、当社が所有する NTT データの普通株式の全て（760,000,000 株）を、当社の唯一の株主である日本電信電話株式会社に対して割当てる剰余金の配当（現物配当）を行うことを決定いたしました。

(1) 減少する剰余金の内容

配当財産の種類 当社が所有する NTT データの普通株式の全て（760,000,000 株）

帳簿価額の総額 7,604,294,760 円

(2) 日程

取締役会決議日 2022 年 5 月 9 日

株主総会決議日 2022 年 6 月 17 日（予定）

効力発生日 2022 年 10 月 1 日（予定）

なお、当社は、当社が保有している NTT Disruption Europe, S.L.U.、NTT Global Sourcing, Inc.及び NTT Venture Capital, L.P.の株式又は持分の全てについて、2022 年 9 月 30 日までに、現物配当等により日本電信電話株式会社に移管する予定です。

3. 本株主間契約の締結

当社の取締役会は、2022 年 5 月 9 日、当社の親会社である日本電信電話株式会社及び NTT データとの間で、同日付で、本吸収分割後の当社グループの運営等に関する株主間契約（以下「本株主間契約」という。）を締結することを決議し、同日付けで本株主間契約を締結いたしました。

(1) 契約の相手会社の名称

日本電信電話株式会社

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

(2) 締結の時期

2022 年 5 月 9 日

(3) 契約の内容

当社のガバナンスに関する事項（株主による役員指名権等）、運営に関する事項（当社の経営に関する意識合わせ）、及び当社の株式に関する事項（株式の譲渡制限、株式引受権等）